

令和 6 年

全 員 協 議 会 記 録

令和 6 年 8 月 2 9 日

和 光 市 議 会

全 員 協 議 会 記 録

◇開会日時 令和6年8月29日（木曜日）
 午前10時40分 開会 午後12時00分 閉会

◇開催場所 全員協議会室

◇出席議員 17名

議 長 安 保 友 博 議員	副議長 小 嶋 智 子 議員
1 番 松 永 靖 恵 議員	4 番 吉 田 活 世 議員
5 番 齋 藤 幸 子 議員	6 番 伊 藤 妙 子 議員
7 番 渡 邊 竜 幸 議員	8 番 片 山 義 久 議員
10 番 萩 原 圭 一 議員	11 番 赤 松 祐 造 議員
12 番 待 鳥 美 光 議員	13 番 菅 原 満 議員
14 番 鎌 田 泰 春 議員	15 番 岩 澤 侑 生 議員
16 番 富 澤 啓 二 議員	17 番 内 山 恵 子 議員
18 番 吉 田 武 司 議員	

◇欠席議員 なし

◇出席説明員

市 長 柴 崎 光 子	教 育 長 石 川 毅
企 画 部 長 大 野 久 芳	総 務 部 長 松 戸 克 彦
福 祉 部 長 長 坂 裕 一	教 育 部 長 横 山 英 子
会 計 管 理 者 丸 山 洋 司	企画部審議監 兼 次 長 兼 秘書広報課長 茂 呂 あかね
総務部次長兼 総 務 課 長 渡 部 剛	総務部次長兼 職 員 課 長 櫻 井 崇
福祉部次長兼 地域共生推進 課 長 細 野 文 裕	教育委員会事務局 次 長 兼 学校教育課長 辻 栄 一
企画人権課長 中 川 大	財 政 課 長 高 野 晴 之
スポーツ青少年 課 長 森 谷 聡 子	総 務 課 主 幹 大 塚 洋 文
企 画 人 権 課 長 補 佐 斉 藤 寛 子	地域共生推進 課 長 補 佐 山 口 元 輝

スポーツ青少年
課 長 補 佐 奥 山 泰 行
学 校 教 育 課
副 主 幹 大 沢 明 子

学 校 教 育 課
副 主 幹 尾 田 賢 一

◇事務局職員

議会事務局長 亀 井 義 和
議事課長補佐 中 村 智 子
主 任 小 林 厳

議 事 課 長 工 藤 宏
主 任 本 間 修

◇本日の会議に付した案件

朝霞地区4市共用火葬場設置基本構想(素案)について
議会の議決を経ずに行った財産の取得について

午前10時40分 開会

○安保友博議長 ただいまから全員協議会を開催します。

初めに、市長より挨拶をお願いいたします。

○柴崎市長 改めまして、こんにちは。本日は大変お忙しい中、全員協議会を開催いただきましてどうもありがとうございます。また、日頃から市政運営に関しまして多大な御協力、御理解をいただきましてどうもありがとうございます。

本日は2件の説明をさせていただきます。

初めに、議会の議決を経ずに行った財産の取得につきまして、いずれも予定価格が2,000万円以上の財産の取得であることから、地方自治法並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決が必要となるものであります。

こちらにつきまして、議決を経ずに購入契約を締結しておりましたので、今定例会において追認の議決をお願いするため、議案第73号から第81号までの案を提出するものでございます。

私たち行政を担う者として、法令等に基づき事務を行わなければならないにもかかわらず、このたびのことは市に対する市民の皆様の信頼を著しく損なうことになりまして、心より深くおわび申し上げます。申し訳ございませんでした。

今後は再びこのようなことが起こらないように、改めましてコンプライアンスの徹底はもとより、これまで以上に確認体制を強化して、組織全体として再発防止に取り組んでまいります。

次に、朝霞地区4市共用火葬場設置基本構想（素案）につきましては、令和5年度から4市の市長で組織されました朝霞地区4市共用火葬場設置検討協議会を設置し、基本構想について検討を進めており、素案がまとまりましたので御説明するものです。

それぞれの詳細につきまして、各部局から順次説明させていただきますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○安保友博議長 本日の案件は、議会の議決を経ずに行った財産の取得について、朝霞地区4市共用火葬場設置基本構想（素案）について。

初めに、議会の議決を経ずに行った財産の取得について説明願います。

横山教育部長。

○横山教育部長 このたびは、議会の議決を経ずに財産を取得したことにつきまして、行政の職員としてあってはならないことと考えております。また、市民の皆様の信頼を失うことになりまして、誠に申し訳ございませんでした。二度とこのようなことがないように確認体制を強化しまして、再発防止に努めてまいりたいと思います。

この議会の議決を経ずに行った財産の取得につきましては、複数の部と課に関連しますが、教育委員会事務局から取りまとめて説明をさせていただきます。

それでは、本日お配りしました資料1に沿って説明をさせていただきます。

初めに、1の事案の概要です。地方自治法及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又

は処分に関する条例により、予定価格が2,000万円以上の財産の取得につきましては、議会の議決が必要となります。これまで議会の議決を経ずに9件の契約を締結し、購入していたことが分かりました。

9件の契約内容としましては、この表のとおり教師用指導書の購入が5件、和光市総合体育館用備品の購入が2件、和光市総合福祉体育館用備品の購入が1件、和光市第五小学校給食室厨房用備品の購入が1件となっています。

また、9件のうち3件が指名競争入札ですが、教師用指導書の購入5件と総合体育館用備品の購入1件は随意契約により購入をしております。随意契約にした理由としましては、2の随意契約の理由にありますとおり、教師用指導書は埼玉県教科書、一般書籍供給会社が選定した教科書取扱書店以外では購入することができず、和光市内では有限会社山屋のみが教科書取扱書店となっているため随意契約といたしました。

また、和光市総合体育館用備品はアリーナ用音響器具の購入ですが、当時、和光市総合体育館を建設しているところであり、その器具の設置が配管、配線について、口径、経路等の調整が必要となるものであり、本体工事の進捗に合わせて配線取付けを行うことが効率もよく、経費の削減を図ることが可能となるため、随意契約で行っております。

次に、この件が判明した経緯ですが、3の経緯を御覧ください。

ほかの自治体から問い合わせがありまして、過去10年間の小・中学校教師用指導書の購入実績を確認しましたところ、令和6年度及び令和2年度の小学校購入分が議決を経ずに購入していたことが判明いたしました。その後、全庁的な契約について確認するため、平成11年度以降のデータが保存されている財務会計システムを改めて精査しましたところ、ほかに7件の契約が議決を経っていないことが分かりました。

次に、なぜこのような事務の誤りが発生したかという理由になりますが、4の過誤発生の理由を御覧ください。

私をはじめとしまして、事務に携わった管理職員、担当職員において必要な法令の理解と法令に基づき事務を執行する意識が欠けていたことによります。特に、教師用指導書は消耗品の科目で購入し、1冊の単価が高額ではないことから、財産に該当するとの判断に至らず、全体の購入金額が2,000万円以上になってもその購入が議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の第3条に該当し、議会の議決を経なければならないという考えに及ばなかったため、事務の手続の誤りが発生いたしました。

次に、議決を経ずに行った契約というのが現在どのような状態になっているかといいますと、5の議会の議決を経ずに行った契約を御覧ください。

判例では議決を経ない行為は無効とされています。しかしながら、その後において追認の議決をいただけた場合は、これも判例により契約は遡って有効となると解されております。

次に、このようなことが二度と起こらないようにするため、再発防止策について御説明いたします。

管理職員を含めました全職員に、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分の内容について改めて徹底するよう周知を行います。これは既に政策会議を8月6日に、課長会議を8月27日に実施しております。また、庁内の電子掲示板を利用した通知を8月1日から行い、さらに今後、財務会計システムにおける注意喚起、ポップアップ表示の導入、そして庁内研修を予定しております。

また、教師用指導書の購入案件が多かったことから、指導書の購入に特化したマニュアルを作成し、確実に次の担当、管理職に引き継いでまいりたいと考えております。また、あわせて教育委員会では、この8月からチェックシートを作成し、毎年の予算計上や実施計画を策定する段階で、議会の議決に付さなければならない財産の取得基準について、複数人で確認を行っております。現在、令和10年度の予定までを確認しております。

以上が全体の説明となりますが、今回9件のうち、教師用指導書の購入が5件と件数が多かったものですので、教師用指導書の購入について詳細を学校教育課長から説明させていただきます。

○安保友博議長 辻学校教育課長。

○辻学校教育課長 まずは、このたび当課において、法令等に関して議会の議決を経ずに財産の取得を行ってしまい、市民の皆様に対する信頼を失うことになりましたこと、この場を借りて深くおわび申し上げます。大変申し訳ございませんでした。

それでは、小学校教師用指導書の購入契約の締結について、資料2に詳細を載せましたので、そちらについて説明させていただきます。

購入契約事務の流れ、表のほうになりますが、指導書を活用する前年度、7月27日、木曜日、令和6年度から使用する教科書が採択されました。10月24日、火曜日に令和6年度予算の見積書等を財政課に提出し、令和6年度の学級見込数から次年度使用する指導書の購入見込みを算定しております。11月18日、水曜日、学校教育課から有限会社山屋に対して教師用指導書の概算数を提示、1回目をしております。

翌年2月9日、金曜日、令和6年度学級見込数を基に2回目の概数を提示させていただきました。年度が替わりまして令和6年度4月1日、契約を締結しまして、有限会社山屋から各学校に納入を開始しております。

その後、4月8日、月曜日から学校で入学式、始業式がスタートしまして、子供たちの指導に生かしている状況でございます。

続きまして、2番目、令和6年度購入数です。

教科ごとに内訳を示しておりますが、総数として1,504点の指導書を購入させていただきました。

3番、購入数の積算根拠です。

令和6年度購入分につきましては、学年に1つ教師用指導書セットということで、いわゆる詳細資料とデジタル教科書等のセットを学年に1つ購入。それから、学級に1つ教師用指導書

ということで、子供たちが使う教科書に赤の説明がついているものがあるんですが、そちらを各学級に1つ購入させていただきました。

なお、令和2年度までは全ての教科において、教師用指導書を学級数分購入しております。学校教育課からは以上です。

○安保友博議長 以上で説明が終了しました。質疑のある方は挙手願います。

萩原議員。

○萩原圭一議員 3の経緯のところで、ほかの自治体からの問合せを受けというのは、どういう状況なんでしょうか。

○安保友博議長 辻学校教育課長。

○辻学校教育課長 ほかの自治体でもこのような事案についていろいろ調査をしている中で、学校教育課に当市ではどうかという問合せがあったということです。

○安保友博議長 萩原議員。

○萩原圭一議員 ほかの自治体でもこういうふうに議決を経ていないということがたくさんあったということなんでしょうか。

○安保友博議長 辻学校教育課長。

○辻学校教育課長 はい、そのとおりです。

○安保友博議長 萩原議員。

○萩原圭一議員 あと、この小学校教師用指導書というのは、議決を経ていないのは幾つかあったということなんですけれども、中学校用ではそういうのはないということですか。

○安保友博議長 辻学校教育課長。

○辻学校教育課長 中学校の指導書につきましては、2,000万円以上を超える契約はありませんでしたので、ないということになります。

○安保友博議長 萩原議員。

○萩原圭一議員 分かりました。あと、この小学校教師用指導書って、大体何年ごとに購入されているんでしょうか。

○安保友博議長 辻学校教育課長。

○辻学校教育課長 一律ではないのですが、おおむね教科書採択が行われる年度、あるいは学習指導要領の改訂、この辺りが基準になりまして、おおむね4年ぐらいというふうにお考えいただけたらと思います。

○安保友博議長 萩原議員。

○萩原圭一議員 令和6年度、令和2年度の次が平成23年度となっていますけれども、その平成23年度から令和2年度の間はきちんと議案として出して議決を経ているということなんでしょうか。

○安保友博議長 辻学校教育課長。

○辻学校教育課長 平成27年度に同じような契約がありましたが、このときは前期後期に契約

を分けておりまして、結果として2,000万円以上を超えた契約はありませんでした。

○安保友博議長 萩原議員。

○萩原圭一議員 ここに載っている議決を経っていないというのは、今までの小学校教師用指導書の2,000万円を超える契約は、全部議決を経っていなかったということなんでしょうか。

○安保友博議長 辻学校教育課長。

○辻学校教育課長 先ほどの説明にありましたが、平成14年度以前のものにつきましてはこちらで確認が取れませんでしたので、ここまで調べた中では平成14年度以降の小学校教師用指導書の購入契約における数字の中で、2,000万円以上超えたものがこちらとなっております。

○安保友博議長 萩原議員。

○萩原圭一議員 確認なんですけれども、その平成14年度以降に2,000万円の契約があったけれども、ちゃんと議決を経たということもあったんですか。

○安保友博議長 辻学校教育課長。

○辻学校教育課長 議決をきちんと経たという内容はありませんでした。議決を必要としていない年度が平成27年度だったということになります。

○安保友博議長 片山議員。

○片山義久議員 平成23年度から令和2年度、令和6年度と見ていきますと、金額が増えております。平成23年度は8校で、令和2年度、令和6年度は下新倉小学校の開校に伴い9校になっているため増えているというのは分かるのですが、1校当たりの金額を計算しますとやはり金額が増えているんですけれども、そこら辺、どのような事情で増えているのかお尋ねいたします。

○安保友博議長 辻学校教育課長。

○辻学校教育課長 平成28年4月1日に下新倉小学校が開校したことによって少し契約をしております。それと平成27年度までの、いわゆる8校までのをプラスすると、おおむねこちらの計算になりますが、令和2年度に近い約3,100万円ぐらいのトータルになります。

平成23年度までが大体2,200万円とか2,300万円ぐらいの金額になりますが、これは試算では、まずは学級数の増加によるもの、それからやはりその物自体の単価が少しずつ上がっていることによって変わっているとこちらでは調査いたしました。

○安保友博議長 片山議員。

○片山義久議員 資料2によりますと、令和2年度まではデジタル教科書に関することが書かれていなくて、令和6年度購入分に関しては、学年に1つデジタル教科書等と書いてあるんですけれども、令和2年度にはデジタル教科書の指導書はなかったのでしょうか。

○安保友博議長 辻学校教育課長。

○辻学校教育課長 デジタル教科書の指導書はあったんですけれども、本市ではそれ自体の購入はいたしませんでした。

○安保友博議長 片山議員。

○片山義久議員 デジタル教科書の指導書は学年に1つということで、ライセンスみたいな形で先生が何人いようが金額が統一らしいことが教材会社のホームページに載っているんですけども、例えばですが、紙の指導書を全てデジタルにしようというのはいまだ難しいのでしょうか。

○安保友博議長 辻学校教育課長。

○辻学校教育課長 今後、各教科書会社の方向性によると思うんですが、こちらとしましては、それぞれの会社から出ているものを購入するということになるかと考えております。

○安保友博議長 片山議員。

○片山義久議員 素人考えでも、やはり教育の質に関わってくるかと思うので、紙の指導書は引き続きやっていったほうがいいかとは思います。

○安保友博議長 渡邊議員。

○渡邊竜幸議員 議案の第76号、第77号、第79号、第80号については小学校の教師用指導書ではない案件だと思うんですけども、こちらもいろいろな具材とかを購入したけれども総額として超えてしまったというところで、議会を経ずに購入してしまったという意味なんではないでしょうか。

○安保友博議長 高野財政課長。

○高野財政課長 今、御指摘いただきました4件につきましては、教育委員会の教師用の指導書ではないということで、当時財政課のほうの入札事務で執行したものとなっております。今回の件を受けまして、財政課としましても大変重く受け止めております。課内でも法令解釈等について改めて周知を行ったところでございます。

こちらにつきましても、やはり全体の総額で見ますと2,000万円を超えるということで、当時の状況は明らかではないんですが、誤認をしたといえますか解釈について十分な理解がなかったということで、今回のような結果になったと認識しております。

○安保友博議長 渡邊議員。

○渡邊竜幸議員 再発防止、これから皆様、しっかりと努めていただけることだと思っておりますが、それとともにこのようなことが起きてしまった責任問題というの若干あるのかなと感じておりまして、他自治体がどのような取組をされているか、どういう判断をされるかわからないんですが、現状の考えでいいのですが市長以下、どのような責任の取り方、自戒措置を含めて考えられたのか、もしありましたら教えてください。

○安保友博議長 松戸総務部長。

○松戸総務部長 まず、職員に対する処分等についてお答えしたいと思います。

今回の事案は、他自治体からの問合せを受けて判明し、近隣の自治体においても同様の事案があることから、職員の処分や指導について近隣自治体に確認したところ、現時点においては特に行わないといったことでした。

市としては今回の事案については、ミスをしてしまった課の職員だけではなく、組織全体で

注意しなければならないと思っております、また近隣自治体を参考に、指導を受ける職員の公平性の観点から、現時点では個別に指導は行わないということになっております。

このようなことを踏まえまして、市長自ら8月6日の政策会議、それと8月27日に臨時の課長会議を開きまして、そちらで管理職員に注意喚起を行ったところでございます。それが職員に対する、ということになっております。

それと、特別職の責任という話だと思うんですが、そちらにつきまして私のほうから答弁させていただきます。

特別職の給料減額につきましては、先ほど言ったとおり職員と同様に近隣自治体の状況、またさらには県内自治体の状況を踏まえ、減額措置については行わないということで判断をしております。

埼玉県内の他市の事例を調べたんですが、新座市、ふじみ野市、それと狭山市、こちらについては議案について確認したところ、減額の条例が出されていないということもありますので、他自治体のこれらを参考に減額措置についてはしないという判断をしております。

○安保友博議長 赤松議員。

○赤松祐造議員 推測なんですけれども、和光市の人口の少ないときは2,000万円以下とか1,000万円台のときがあったと思うんです。それを消費財なので、山屋から買う場合はもうスルーで売っていて、2,000万円超えても議会に出さずに今までも買っていた。職員にその慣習があったのではないかと。一応、今回対策を出されるということなんですけれども、教育現場で2,000万円を超えても去年と同じという感じで、要するに考えがなかったのではないかと私は思うんです。本は高くなり、数は多くなる。だけど県から支給されるようなものという感覚で手に入れていたのではないかとと思うのですが、その辺はいかがですか、辻課長。

○安保友博議長 辻学校教育課長。

○辻学校教育課長 議員御指摘のとおり、事務を取り扱う我々のほうにそういう意識が欠けておまして、もっと法令等の解釈も含め、慎重に丁寧に他課との連携も含めてやっていくべきだったと反省しております。

○安保友博議長 赤松議員。

○赤松祐造議員 民間企業でもこういうことがあるんです。勝手に社員がものを買った場合、規定があります。だけど、発注するときに買ってくれという発注書というか、その判このところに、小さく2,000万円を超えれば議会の印が必要だということがあるだけで分かるので、そういう発注シートとか、財務、一般企業だと経理だから、経理に行く書く紙の最後に議長印、議長印というのはおかしいですけれども、そういう仕組みをつくらないと。今日これ議論しても3年も4年もたてばまた忘れるわけですから、そういうシートを考えることも提案なんですけれども、いかがですか。

○安保友博議長 辻学校教育課長。

○辻学校教育課長 議員御指摘のとおりだと思いますので、先ほど申し上げました再発防止策

の本課でのチェックも含めて、今の御提案も検討させていただけたらと思います。貴重な御提案ありがとうございます。

○安保友博議長 待鳥議員。

○待鳥美光議員 再発防止策の中でチェックシートの作成とチェックということなのですが、これは教育委員会のみで実施でしょうか。

○安保友博議長 横山教育部長。

○横山教育部長 今のところ教育委員会のほうで実施しております。

○安保友博議長 待鳥議員。

○待鳥美光議員 事案を見ると、総合福祉会館の事案もあるんですけども、これは全庁的には特に必要ないということですか。

○安保友博議長 松戸総務部長。

○松戸総務部長 チェックシートの関係なんですけれども、8月2日に全庁的なチェックシートの作成を総務のほうでしまして、こちらでチェックしてくださいということで体制を取っています。起案につけるチェックシートを作成して、それで各所管にチェックしてもらうということを再発防止策で新たに入れたということになります。

こちらに書いてある主な防止策、教育委員会でやっているチェックシートとは別に全庁的にチェックシートを作ったということで、それが8月2日となります。

○安保友博議長 待鳥議員。

○待鳥美光議員 そうすると再発防止策として全庁的にチェックシートは実施する、もしくはする予定だけでも、ここには書いてないということよろしいんですか。

○安保友博議長 柴崎市長。

○柴崎市長 こちらに書いてあるチェックシートは、横山部長から説明しましたとおり、教育委員会でこういった指導書を買うときのチェックシートということだと思うんですが、それとは別に、総務部長から御説明したのは起案書と一緒に回すチェックシートで、その際には例えば2,000万円を超えている場合は議決に付す案件なので、きちんとその準備をしていますとかそういった項目が載っています。指導書だけというわけではなくて、それはそれで総務のほうで準備をしております、教育のほうはまた別途ということで理解しております。

○安保友博議長 横山教育部長。

○横山教育部長 教育委員会で導入しましたチェックシートは、予算見積りの際、それから実施計画を策定する際に、各課において今後必要な事業の予算、それに関してそれぞれ教師用指導書に限らず全ての項目において、今後債務負担行為を設定しなければいけないのか、また議決が必要になるのかというのを現在で言うと4年先、実施計画ですと令和10年度まで今確認しますので、令和10年度までのそのようなことを確認できるようなシートを教育委員会の各課において実施を開始いたしました。

○安保友博議長 先ほどの質問の答弁になっていないと思うんですけども。教育委員会以外

の全庁的なそのチェックシートの話が答弁でありましたけれども、ここには記載されていないということに対して、その確認の答弁がなされていないんですが、そこをお願いしたいと思います。

松戸総務部長。

○松戸総務部長 チェックシートについては申し訳ございません、全庁的なものは取り組んでいるんですけれども、こちらにはちょっと記載していないということです。

○安保友博議長 待鳥議員。

○待鳥美光議員 そうすると、8月に作って既に実施されているということでよろしいですか。

○安保友博議長 松戸総務部長。

○松戸総務部長 既に実施しております。

○安保友博議長 片山議員。

○片山義久議員 教師用指導書の話に戻るんですけれども、4年ごとに採択があって、その4年分の学級数を想定して買っているということなんですけれども、毎年そもそも買うことはできないんでしょうか。

○安保友博議長 辻学校教育課長。

○辻学校教育課長 令和6年度から使用する分については、令和6年度の学級数を想定して購入しております、その後、学級数の増がありましたら、その分につきましては翌年度とか、必要に応じて購入等はしております。

○安保友博議長 片山議員。

○片山義久議員 改訂があったらその後に使い回しているという認識でよろしいでしょうか。

○安保友博議長 辻学校教育課長。

○辻学校教育課長 使い回しているというふうなお答えになるか分かりませんが、翌年度職員が替わるとかそういうことも、時にはそれが新たな担当に引き継がれるという形になります。

○安保友博議長 富澤議員。

○富澤啓二議員 事務的なことを確認したいんですが、例えば議案第74号、令和2年度のこの数字、契約金額等出ておりますけれども、令和2年度の予算書、決算書並びに頂いております決算審査に係る資料要求書、これにこの数字が反映されているのかどうか。簡単に言うと我々スルーしちゃったのかどうか、その確認をしたいんですが。

例えば、令和2年度の学校別需要費役務費事務機器借上料と、内訳及び児童数・学級数一覧というのを資料要求書でもらっているんですけれども、その中の事務費の中の消耗品費にこの指導書が入っているのかどうか。ちょっと数字が合わないのも、もし分かるようでしたら御教示いただきたいと思います。

○安保友博議長 休憩します。（午前11時16分 休憩）

再開します。（午前11時18分 再開）

横山教育部長。

○横山教育部長 確認しておりますので、分かり次第回答させていただきます。

○安保友博議長 鎌田議員。

○鎌田泰春議員 議長にお伺いしたいんですけれども、こちらについては連合審査で行われる議案かと思っております。現状でも資料、後ほど確認するというような状況になっておりますが、これも含めて連合審査で行うほうが適切なのではないかなというふうに思うんですが、御意見いただけますでしょうか。

○安保友博議長 今回、全員協議会ということで、事案についての説明とそれに対する質疑ということなので、あくまでも審査ではなくて、この事案に対して市の対応も含めて説明を受けてのそれに対する質疑ということで、この場としては理解していただければと思います。

実際審査については委員会審査のほうでしますので、よろしくお願いします。

吉田活世議員。

○吉田活世議員 チェックシートについて再度お聞きいたします。

起案につけて回すものという表現があったと思うんですけれども、もう少し詳しく教えていただいてもよろしいですか。

○安保友博議長 松戸総務部長。

○松戸総務部長 起案、文書のチェックシートということなんですけれども、こちらは課長補佐級職員が文書主任者になっておりまして、そちらの職員が使うことになっております。先ほど2,000万円以上の話が、あったのですけれども、こちら読み上げると、「起案文書には文案のほか起案理由、その他決裁の参考となる事項が記載され、必要書類が添付されていることを確認した」というチェック項目があって、それを担当職員から起案が上がってくる際、文書主任者、課長補佐級職員がこれに基づいて実際にそれが添付されているかどうかをチェックしていくというチェックシートを作ったということになります。

現在、それを導入しているということです。

○安保友博議長 吉田活世議員。

○吉田活世議員 それは起案が上がってくる都度、確認がされるように理解しましたが、その起案一つ一つの金額は関係あるんですか。それともトータルが2,000万円以上になっていた場合についてそのシートがついてくるという理解でよろしいですか。

○安保友博議長 松戸総務部長。

○松戸総務部長 起案文書のチェックシートなので、金額に関係なくこれを文書主任がチェックしてそれが起案の中についてくる形になります。

○安保友博議長 小嶋議員。

○小嶋智子議員 先ほど、チェックシートの件で記入されていないことが、もう実際に再発防止として取り組まれているということがございましたので、それ以外の項目も含めて時間が流れておりますので、改めて何か出てきた事案で、この資料には載せていないものがないかどうかの確認をさせてください。

○安保友博議長 大野企画部長。

○大野企画部長 小嶋議員の御質問の確認なんですけれども、2,000万円以上の契約でここに報告させていただいている9つの議案以外に漏れがあるのかなのかという質問なのか、それともこの資料の6番の主な再発防止策で幾つか書かせていただいておりますが、ここに書いた以外に再発防止策を講じているものがあるのかどうかという質問か、どちらかちょっと意図が分からなかったもので、その辺りを教えていただけますでしょうか。

○安保友博議長 小嶋議員。

○小嶋智子議員 新たにこの議決を経ずに財産の取得をしたものがあるかという確認ではなくて、それはきちんと確認していただいているというふうに理解しております。そのほかの中で今、再発防止は改めて1つ出てきましたので、ほかの場所でも改めて確認できたこととか、また取組が始まっているものとか含めまして、ここにまだ載せ切れていないものがないかどうかということをお伺いしたかったんです。

○安保友博議長 大野企画部長。

○大野企画部長 現時点でここに載せさせていただいたものが、現状では網羅させていただいているというふうに御理解いただければと思います。

ただ、政策会議、課長会議を通じて再度徹底を周知しましたので、今後各課において新たに有効な再発防止策を検討した場合には、そういったものが出てくる可能性がありますし、またそういった場合には全庁内で共有したいと考えております。

○安保友博議長 齋藤議員。

○齋藤幸子議員 他の自治体からの問合せで、遡って今回のことが判明したということをお伺いしておりますが、監査の時点でチェックというのはできなかったのですか。

○安保友博議長 大野企画部長。

○大野企画部長 私ども執行部と監査の関係は機関が別、異にしておりますので、私どものほうからそのあたりをお答えすることはできませんので、御理解いただければと思います。

○安保友博議長 横山教育部長。

○横山教育部長 先ほどの、富澤議員の御質問にお答えしたいと思います。

令和2年度の決算資料に記載してあります学校の需用費につきましては、各学校で必要な用紙や文房具などの消耗品をまとめたものでございます。

教師用指導書に関しましては、令和2年度の決算書におきまして、教科書採択替えによる教師用教科書指導書整備ということで、消耗品費3,322万99円として記載しております。こちらの金額は、今回出しました契約の金額とは一致しないものですが、4月の年度当初に契約した以外に年度の途中で不足が生じまして購入をしたものも含まれた金額となっております。ですので、表示としましては消耗品費という科目で掲載しております。

○安保友博議長 松戸総務部長。

○松戸総務部長 先ほど、待鳥議員に答弁しましたチェックシートの関係で、こちらにちょっ

と漏れているのではないかとということで、私答弁させていただいたんですけれども、訂正しまして、（１）の電子掲示板を利用した通知、８月１日から実施ということが書かれているんですが、こちらに含んでその際チェックシートを導入するので御活用くださいということ、ここで庁内に通知、周知しているということになります。

それと、小嶋議員から先ほど御質問がありました、これのほかに今言った電子掲示板を利用した通知の中に、チェックシートを導入したのでそちらを使ってくださいということで、それを毎週月曜日にパソコンを開くとそのポップアップが出てくるという形で、何度もチェックできるような体制を取っているということで取り組んでおります。

○安保友博議長 内山議員。

○内山恵子議員 再発防止策のところを見させていただきましたが、マニュアル作成とかチェックシート、そういうところでミスが起こらないようにということは分かるんですが、実際に文書起案をする職員がチェック体制を多くすることでその作業が煩雑になり、例えば１日で今まで回ったことが３日かかるとか、そのように業務を煩雑にしてしまうようなことはないのでしょうか。

○安保友博議長 横山教育部長。

○横山教育部長 今おっしゃったような内容は、それほど職員に負担がかかるようなものではなく、多少考える時間は必要になるかと思いますが、それは職員として必要なことと捉えておりますので、特に負担はないと考えております。

○安保友博議長 菅原議員。

○菅原満議員 １点確認させていただきたいんですが、先ほどのやり取りの中で、前期後期に分けていたので議決に付す額には至らなかったということなのですが、同一のものを分割して発注するという形、どうしてもそういうものならばなんですが、必要性に応じてということもあるのかもしれないんですけれども、その辺についての随意契約、契約の在り方としてはあるものなのかどうか、確認だけさせていただければと思うんですけれども。お願いいたします。

○安保友博議長 辻学校教育課長。

○辻学校教育課長 そもそも教科書が教科によって上巻・下巻で、上巻・下巻は学校でも４月に配られるものと、それから９月以降に配られるものがありまして、それに合わせて指導書のほうも別で用意されている。そういう状況から、平成２７年度の記録が残っていないのですが、こちらで調査して考える上で前期と後期に分けて購入したのではないかと考えております。

○安保友博議長 ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」という声あり〕

なければ、以上にて質疑を終結します。

ここで、市長、教育長におかれましては公務のため、退席いたします。

休憩します。（午前１１時３４分 休憩）

再開します。（午前11時35分 再開）

次に、朝霞地区4市共用火葬場設置基本構想（素案）について説明をお願いします。

大野企画部長。

○大野企画部長 朝霞地区4市共用火葬場設置基本構想につきましては、令和5年度から令和6年度の2か年で策定をしておりました。

策定に当たりましては、環境アセスメントの実施や火葬場に関する基本情報と必要な機能等を整理し、令和6年8月22日に開催されました朝霞地区4市共用火葬場設置検討協議会において素案が取りまとめられましたので、その概要について説明をいたします。

詳細につきましては、企画人権課長から説明をさせていただきます。

○安保友博議長 中川企画人権課長。

○中川企画人権課長 朝霞地区4市共用火葬場設置基本構想（素案）について御説明をいたします。

朝霞市、志木市、和光市、新座市の朝霞地区4市では、令和5年度に朝霞地区共用火葬場設置検討協議会を設置し、共用火葬場を設置することについて検討をしてまいりました。このたび、その検討結果を朝霞地区4市共用火葬場設置基本構想（素案）としてまとめましたので、その内容について御説明いたします。

本日はお手元に、A4白黒の基本構想（素案）の冊子と、パワーポイントで作成いたしましたA4カラーの基本構想（素案）について（概要）、またA4白黒1枚になりますけれども議会、市民説明会等のスケジュールについての3種類の資料を配付しております。

このうち、パワーポイントの概要について、こちらをメインに説明させていただきますのでよろしくお願いいたします。このパワーポイントにつきましては、基本構想の素案の内容を整理して作成したものととなります。こちらのパワーポイントの概要に沿って御説明をいたします。

なお、ページがスライド、パワーポイントの右下にちょっと小さいんですけども、そちらに番号を振ってありますので、そちらで御確認いただきながら説明を進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、概要の2ページ目を御覧ください。

基本構想（素案）の説明につきましては、1、基本構想の目的、2、朝霞地区4市の現状、3、火葬場整備の必要性、4、整備候補地の検討、5、施設概要（予定）、6、施設整備スケジュールの以上6項目になります。

3ページを御覧ください。

まず、1、基本構想の目的について御説明いたします。

朝霞地区4市共用火葬場設置基本構想は、4市の市民が地区内に火葬場がないため近隣市や民間の火葬場を利用している現状や、今後高齢多死社会を迎えることが想定されることを踏まえ、長期的、総合的な観点から4市における適正な火葬体制の確立と周辺環境に配慮した火葬

場建設を検討すること。あわせまして、住民との合意形成に努めながら火葬場の整備を計画的に推進していくため、課題を整理し基本的な枠組みとして、施設整備の方向性を導き出すことを目的としております。

次に、スライドの4ページを御覧ください。

2として、朝霞地区4市の現状につきまして御説明いたします。

現在4市の市民が火葬する場合の多くは、戸田葬祭場や入間東部広域斎場しののめの里などの近隣市区の火葬場を利用しております。

5ページを御覧ください。

近隣火葬場の朝霞地区4市の市民の令和5年度の利用状況です。

朝霞市、和光市、新座市では戸田葬祭場の利用が多く、志木市では入間東部広域斎場しののめの里の利用が多いですが、戸田葬祭場の利用も多くなっている状況です。このうち和光市につきましては、戸田葬祭場の利用率が95%となっており、高い水準となっております。

6ページ目を御覧ください。

近隣火葬場の稼働状況です。

近隣5施設の令和5年度の稼働率を調査した結果、一覧表のとおりとなっております。所沢市斎場をはじめ、公営の火葬場の稼働率は80%を超えております。このうち、戸田葬祭場の稼働率は約60%と低くなっておりますが、この要因につきましては、公営の火葬場は1日に1つの火葬炉で2回転から3回転で稼働させておりますが、戸田葬祭場につきましては民間施設でありまして、1日に約5回転稼働させることができるため、火葬できる枠自体が公営の葬祭場と比較して多くなっていることが要因と考えられます。

7ページ目を御覧ください。

利用料金の状況になります。

各施設における市内利用者の利用料金は、こちら無料から5万9,600円となっておりますが、4市を含めた区域外の利用料金は4万8,000円から8万円となっております。比較しますと、特に公営の施設で大きな隔たりがありまして、4市の利用者にとっては大きな負担となっております。

このほか、利用に当たっては、利用可能な時間帯などに優遇を受けることができないことなども課題として上げられております。

8ページを御覧ください。

4市の人口と死亡者数について推計を行いました。

まず、4市の将来人口の推計でございますが、令和17年の47万7,304人でピークとなり、その後は緩やかに減少に転じております。このうち、和光市の将来人口推計はこちらの基本構想（素案）の7ページ目に記載があります。令和17年の8万6,269名でピークとなっており、その後の減少傾向は4市の推計と同様の傾向となっております。

次に、4市の死亡者の推計でございますが、令和7年から緩やかに増加し、令和52年が

6,169人でピークとなっております。このうち、和光市の将来人口推計の基本構想（素案）の11ページに記載がありますが、和光市の死亡者数の推計で、こちらも令和52年の887人でピークとなっており、4市の推計と同様の傾向となっております。

続きまして、パワーポイントの9ページ目を御覧ください。

これまで申し上げた4市の現状を踏まえまして、3として火葬場の必要性について検討、整理を行いました。

現状といたしましては、4市の市民は地区内に火葬場がないため、近隣市や民間の火葬場を利用していること、利用可能な時間帯などにおいて優遇を受けることができないこと、利用料金が火葬場を所有している自治体の市民と比較して高い水準となっていること、市民や市議会からも火葬場設置の要望があることなどがございます。

今後といたしましては、4市の高齢化のさらなる進行やそれに伴う死亡者数の増加が見込まれること、高齢多死社会を迎えると各施設の稼働率が上がると考えられ、火葬場を所有している自治体の住民が優先となり4市の市民は利用の制約が想定されること、災害時において利用の制約が想定されることがございます。

以上のことから、4市共用の火葬場を設置する必要性は高いものとして考えております。

続きまして、10ページを御覧ください。

整備候補地の検討を行いました。朝霞地区4市内で候補地の検討を行ったところ、志木市にある志木地区衛生組合が所有している土地を候補地として選定をしております。

理由といたしましては、4市の中の公有地として大規模な土地であること、将来的に敷地北側に一般国道254号和光富士見バイパスが整備予定であること、火葬炉を運用するために必要な施設規模を検討した結果、整備候補地の敷地内に設置可能であることなどが上げられます。

続きまして、11ページと12ページ、併せて御覧ください。

候補地を地図で表示しますとこのような形になり、赤く表示している場所、朝霞市から新宮戸橋を渡った先、朝霞市に東京都の浄水場があるんですけれども、そちらの北側です。

現在、野球場となっている志木地区衛生組合の所有地が候補地となります。こちらの候補地につきましては、和光市からも車で30分圏内となっております。

続きまして、13ページを御覧ください。

候補地を上空から見ると、このような形状となっております。この候補地へのアクセスですが、現在候補地に接道している既存の道路は西側、左側です。候補地の左側の角の部分、こちらが接道部分となっております。将来的には、北側に国道254号和光富士見バイパスの整備が予定されておりますので、ここにも接道することが考えられます。

次に、14ページを御覧ください。

想定される施設概要について御説明いたします。

火葬炉の必要数は、死亡者数等から算出することとなります。4市の将来死亡者数の推計のピークである令和52年の6,169人から算出いたしますと、必要な火葬炉数は14炉となっております。

ます。これに予備炉 1 炉と動物炉 1 炉を加え、設置する火葬炉は最大で16炉と算出をしております。

また、必要火葬炉数に合わせて待合室等を整備していくこととなります。なお、葬儀の式場につきましては、4市の葬祭事業者へアンケートを行った結果、大人数用と中人数用の各1室を想定することといたしまして、パーティションなどで小さい式場としても使用できるものを現在検討しております。

なお、詳細な整備内容につきましては、今後行う基本計画の中において検討することとなりますが、施設の機能及び諸施設について検討する際には、ユニバーサルデザインを考慮するとともに諸施設のしつらえ等についても特定の宗教等に偏らないようにするなど、誰もが使いやすい施設となるよう検討を行ってまいります。

続きまして、15ページを御覧ください。

施設配置のイメージ図になります。

ちょっと文字が小さいんですけども、この候補地で施設を建設した場合の現時点での施設配置イメージとなります。1階に火葬炉等がございます。それで2階に待合室等がある配置となっております。

16ページを御覧ください。

こちらイメージパースになりますが、イメージパースは外観のイメージとなっております。

なお、火葬場の煙突は建物の高さと同じになります。このため、昔の火葬場のように煙突がそびえ立つような外観にはならない予定となっております。

続きまして、17ページを御覧ください。

次に、環境への配慮といたしまして、整備候補地の周辺環境に十分配慮を行います。火葬場の工事及び運営を行うことが重要となっております。したがって、環境への影響に配慮した火葬炉設備の導入や周辺環境に配慮した意匠、色彩など、こちらに示した適切な環境保全のための措置を実施し、周辺環境への影響の低減に努めてまいります。

次に、18ページを御覧ください。

概算整備費ですが、先行事例を基に算出した整備費用は、消費税抜きの合計額で約108億円と試算をしております。なお、当該費用につきましては、用地購入、アクセス路及び排水施設等の整備費用は含まれておりませんので、今後対応を検討する中で費用が発生するものとして考えております。

次に、19ページを御覧ください。

最後になりますが、施設の整備スケジュールを御説明いたします。

火葬場の共用開始は表でお示しをしたとおり、令和14年度になると現時点では見込んでおります。4市とも火葬場設置の実績がなく施設運営についても経験がないことから、利便性が高く効率的な施設運営を行うに当たり、民間活力活用の検討が必要と判断し、PFIなどの民間活力活用を想定したスケジュールとしております。

具体的には、令和6年度に基本構想を策定後、令和7年度に基本計画策定を進めるとともに、PFI等を行うための民間活力活用可能性調査を行い、令和8年度から令和9年度にかけて事業者の募集や選定を行い、令和10年度から令和11年度に基本設計及び実施設計、また令和11年度から令和13年度に工事となり、令和14年度に共用開始を予定しております。

なお、この整備候補地で火葬場の設置について検討を進める上での留意点といたしましては、アクセス路の整備、雨水汚水の排水、燃料、上下水道、洪水による沈水対策が考えられ、今後対応を検討する中で費用が発生する場合も想定をしております。

以上が、朝霞地区4市共用火葬場設置基本構想（素案）の概要となります。

次に、議会・市民説明会等のスケジュールについての1枚紙、こちらの資料を御覧ください。

こちらの議会に対しての説明につきましては、朝霞市の8月23日、金曜日から始まり、新座市が8月28日、水曜日、志木市と和光市が本日、8月29日、木曜日となっております。

今後予定している市民説明会の日程につきましては、該当地に近い志木市と朝霞市で2回、新座市と和光市で1回を予定しており、日程と会場は資料のとおりとなります。なお、どこの会場でもどこの市民の方でも参加できるような内容としております。

市民説明会の周知方法につきましては、4市とも広報10月号とホームページに掲載をすることとしております。

次に、パブリックコメントでございますが、市民説明会と同時期に行うことから、一番初めの市民説明会である志木市の10月22日から開始をいたしまして、意見募集期間が一番長い新座市に合わせて11月21日までの31日間で実施をしたいと考えております。

なお、こちらの周知につきましては4市とも、広報とホームページで行う予定となっております。

説明につきましては以上です。よろしくお願いいたします。

○安保友博議長 以上で説明が終了しました。

質疑のある方は挙手願います。齋藤議員。

○齋藤幸子議員 朝霞地区4市での今回の火葬場についてなんですけれども、利用料金の協議というのは行ったんでしょうか。

○安保友博議長 中川企画人権課長。

○中川企画人権課長 利用料金の検討については、まだ現段階では行っておりません。ただ、想定といたしましてはパワーポイント7ページ目を御覧ください。近隣の葬祭場の値段がありまして、そちらの市内の料金、こういったものを検討する必要があると考えております。

○安保友博議長 齋藤議員。

○齋藤幸子議員 火葬炉の中で、今回ペットの火葬が1基とありましたけれども、そのペットの火葬の料金も同時にこの利用料金の検討をしていく中に含まれますか。

○安保友博議長 中川企画人権課長。

○中川企画人権課長 議員おっしゃったとおり、ペットの料金についてもこの中で検討してい

くことを考えています。当然、他市の市内料金の状況も見ながらやっていきたいと考えております。

○安保友博議長 鎌田議員。

○鎌田泰春議員 パワーポイントの18ページ目に施設概要の整備費が計上されているかと思うんですが、これをどのように市で案分していくのか。要は人口割であったり均等割であったり、もしくは志木市においてはその施設を建てるわけですから、それによる、いわゆる近くに置いてあるとなかなか住民からは不評が多いというところで、下水道なんかもそういった形で負担金を減らすとか、そういったような対策を取られているかと思えますし、そういった料金の話し合いというのは、これから行っていくスケジュールで考えられているというところでしょうか。

○安保友博議長 中川企画人権課長。

○中川企画人権課長 今、議員のおっしゃった負担割合につきましては、まだ現状検討は始まっていないんですけれども、こちらの構想をつくるに当たった業務委託料については、4分の1でそれぞれ案分して出しております。

ただ、この建設が始まりますと、4分の1というわけにはいきませんのでこれから検討してまいります。一例として、例えば人口割にした場合には約20%が和光市で負担することになりますので、そういったものも含めましてどの割合が一番4市で落とせるのかを議論してまいりたいと思います。

○安保友博議長 鎌田議員。

○鎌田泰春議員 私はこのスケジュールを見たときに、やはりその計画をつくる上でどれぐらいお金がかかるのかというところで、例えば先ほどありましたように、人口割であれば和光市の人口は朝霞市に比べて少ない中で比較的抑えられる一方、均等割になったりそのほかの状況になった場合には、予算はさらに上積みになってくる。そういった中で議論というのはなかなか進まなくなってしまうたり、前に行くのが難しい状況になってしまうのではないかなというところを危惧しています。

ぜひ、その部分、できるだけ早い段階で議論が必要かと思っておりますので、御検討いただければ幸いです。

あと、もう1点。その財源の調達に関してなんですけれども、今、和光市の資源循環組合、朝霞市と一緒にやっているところでありますけれども、私はそこでひとつ課題だというふうに思っているのが、朝霞市と和光市でどれぐらいお金を準備しているかというところが全く違う状況になっていると。和光市においては基金を積み立てているけれども、朝霞市ではそうではないというような状況で、どれぐらい財政的なところでちゃんとお金を準備しているかというところが各市異なっている状況になっています。

それらを踏まえまして、今回の施設整備スケジュールにおいて、どれぐらいの予算をどれぐらい積み立てていくというのは、各市で同じ方法を取るのか、それとも市によって任せるとこ

ろになるのか、そこら辺をお伺いできますでしょうか。

○安保友博議長 中川企画人権課長。

○中川企画人権課長 財源の積立てなり用意の仕方については、まだ話し合いの中で出ていないんですけれども、そこも4市合わせるのか、それとも別々にするかというのは今後になると思いますけれども、今お話があったとおり循環組合がそれぞれ違う形になりますので、どちらかというところ4市合わせるというよりは4市の財政状況に応じた財源の用意の仕方がいいのではないかと考えております。

○安保友博議長 渡邊議員。

○渡邊竜幸議員 1点確認なんですけど、スライドの19ページの施設整備スケジュールで、令和14年度に共用開始となっておりますが、施設に隣接する計画道路254バイパスはそのときには開通しているという考えでよろしいんですか。

○安保友博議長 中川企画人権課長。

○中川企画人権課長 254バイパスの整備状況については、そこまで詳細なものは朝霞県土整備事務所からまだ確認はしていない状況ですけれども、大分誤差があると思いますので、基本的にはここまでにできるという確約はあるとは聞いておりません。

○安保友博議長 菅原議員。

○菅原満議員 詳細の要望は今後説明会、パブリックコメントなどだと思うんですが、施設を整備する上で葬祭業者へのアンケートを踏まえて、1つ踏まえているということなんですけれども、細かい話で申し訳ないのですが、霊安室と喫茶とか、見ると必要ないということなんですけれども、やはり実際に使ってみた場合にそういった細かい点についても配慮があったほうがよいのかなという気もしますが、今後また説明会等を通じていくんでしょうけれども、その辺について基本的なところだけ確認させていただければと思います。

○安保友博議長 中川企画人権課長。

○中川企画人権課長 議員から御提案いただきました、例えば霊安所等、そういった想定も来年度行う予定の基本計画の中で検討してまいります。今後市民説明会でも、例えば市民の方からそういったお声がある場合は必ず、例えば和光市からこういった要望がありましたというのは、その協議の場では伝えてまいりますので、ただ4市全体で話し合う中でどれが必要かというのはそれぞれになると思いますけれども、要望はしてまいりたいと思います。

○安保友博議長 片山議員。

○片山義久議員 周辺環境への配慮はされる設計ということなんですけれども、パワーポイントの13ページ目を御覧いただいたときに、この候補地の左側にある池が東京都水道局の秋ヶ瀬取水堰から水を取って朝霞浄水場へ向かう砂を落とす池がある施設があるんですが、東京都との調整とか相談とか、そういったところはされているのでしょうか。

○安保友博議長 中川企画人権課長。

○中川企画人権課長 こちらの機構の施設になると思うんですけれども、実は候補地の左側に

細い道路があるんですが、その細い道路にもこの機構の敷地から排水する管がありまして、そういった管もいろいろ今後どうやって痛まないようにするとかというの、お話を今している段階ですので、埼玉県もそうですし、こういった機構とも協議はこれからも進めてまいりたいと思います。

○安保友博議長 ほかいかがでしょうか。

「なし」という声あり]

なければ、以上にて質疑を終結します。

休憩します。（午前１１時５９分 休憩）

再開します。（午後１２時００分 再開）

以上で本日の協議事項は全て終了しました。

記録につきましては、正副議長に一任願います。

以上で全員協議会を閉会します。

午後１２時００分 閉会

博 友 保 安 長 議

子 智 嶋 小 長 副 議